

改正による実務への影響確認

この資料は、当会計期間（課税期間）の課税売上高が5億円を超える場合だけ、ご確認ください。

1. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件の見直しについて確認しましょう

平成23年度消費税法改正において、『仕入税額控除制度における「95%ルール」適用要件の見直し』だけが、実務に影響があります。

今まで、課税売上割合が95%以上の事業者は、課税仕入れ等に係る消費税額を全額控除することができましたが、いわゆる「95%ルール」の改正で、その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者だけが、全額控除できることになりました。

課税売上高が5億円を超える事業者は、「全額控除」ではなく、「個別対応方式」か「一括比例配分方式」のどちらかの計算方法を採用することになりました。



改正前

原則課税方式

課税売上割合が95%以上の場合

課税仕入れ等の消費税額の全額控除

課税売上割合95%未満の場合

個別対応方式で
計算された消費税額を控除
一括比例配分方式で
計算された消費税額を控除

改正後

原則課税方式

課税売上高が5億円以下
かつ
課税売上割合が95%以上の場合

課税仕入れ等の消費税額の全額控除

課税売上高が5億円を超える場合
または
課税売上割合が95%未満の場合

個別対応方式で
計算された消費税額を控除
一括比例配分方式で
計算された消費税額を控除

課税売上高が5億円を超える事業者の場合は、全額控除できなくなり、「個別対応方式」か「一括比例配分方式」を採用します。

2. 「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらを採用するか検討する際のポイントを押さえましょう

課税売上高が5億円を超える事業者は、

- ① 納税額
 - ② 実務への影響度合（作業負担）
- を考慮して、どちらを採用するか検討します。

個別対応方式

- ① 納税額 : 「一括比例配分方式」より納税額を少なくおさえられるケースが多い。
- ② 実務への影響度合 : 今までに比べて、仕訳伝票入力時に、税区分の切り替えが必要になる。

一括比例配分方式

- ① 納税額 : 「個別対応方式」より納税額を多く納めることになるケースが多い。
- ② 実務への影響度合 : 今までと変更なく同様に、仕訳伝票を入力できる。

以降で、「① 納税額」について、どちらの計算方法が納税額を少なくおさえられるか確認する具体的な手順を説明します。

※P.3「2-1.納税額を計算して、どちらの課税制度を採用するか検討しましょう」参照

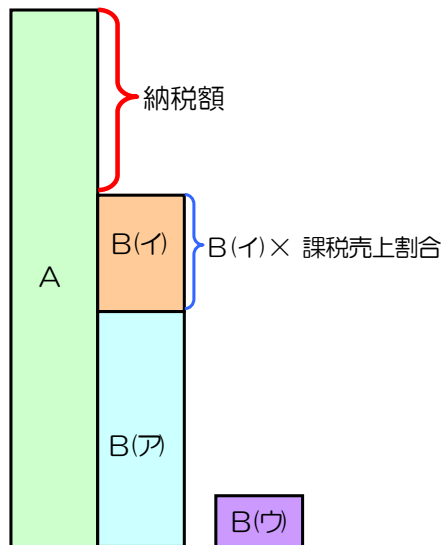
また、「② 実務への影響度合（作業負担）」について、仕訳伝票入力時に、どのように税区分を切り替えるかを説明します。

※P.8「2-2.実務への影響度合（作業負担）を確認しましょう」参照

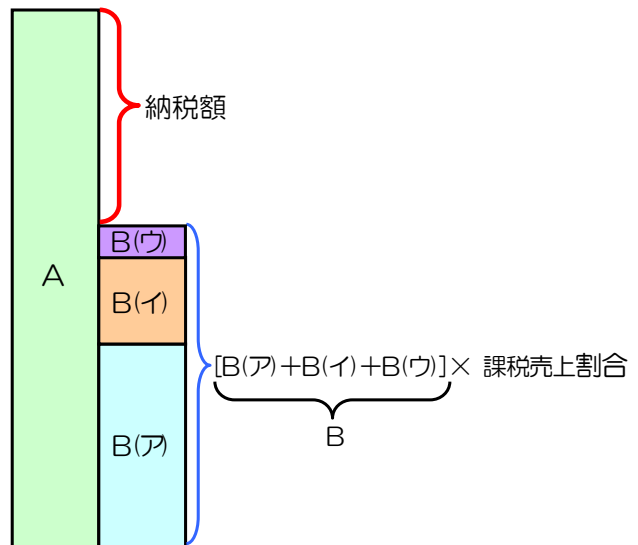
2-1. 納税額を計算して、どちらの課税制度を採用するか検討しましょう。

「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらを採用するかで、納税額が異なります。具体的な計算方法は、以下になります。

個別対応方式



一括比例配分方式



A	課税売上の消費税
B	課税仕入の消費税
(内訳)	
B(ア)	「課税売上に関わる」仕入の消費税
B(イ)	「共通売上に関わる」仕入の消費税
B(ウ)	「非課税売上に関わる」仕入の消費税



○ 個別対応方式 のポイント

課税売上の消費税[※A]から、以下の課税仕入に関わる消費税を控除できます。

- ・ 課税売上に関わる仕入の消費税[※B(ア)]
- ・ 共通売上に関わる仕入の消費税[※B(イ)]に「課税売上割合」を乗じた金額 (※非課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ウ)]は、控除できません。)

○ 一括比例配分方式 のポイント

課税売上の消費税[※A]から、以下の課税仕入に関わる全ての消費税の合計額に「課税売上割合」を乗じた金額を控除できます。

- ・ 課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ア)]
- ・ 共通売上に関わる仕入の消費税 [※B(イ)]
- ・ 非課税売上に関わる仕入の消費税[※B(ウ)]

※具体例を確認する場合は、P.10の「補足」をご参照ください。

「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらを採用すると、納税額を少なくおさえられるか計算するために、まず[消費税計算書]メニューで、以下の内容を確認します。

- 課税売上の消費税（４％分） [※A]
- 課税仕入の消費税（４％分） [※B]
- （内訳）
 - ・ 課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ア)]
 - ・ 共通売上に関わる仕入の消費税 [※B(イ)]
 - ・ 非課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ウ)]
- 課税売上割合

課税売上の消費税（４％分）[※A]を確認する

ここでは、「課税売上の消費税（４％分）[※A]」を確認する手順について説明します。

1. [消費税申告]-[消費税計算書]メニューを選択します。
2. [売上・原則]ページの【税率４％適用分の合計】行の「消費税額」をメモします。

消費税計算書

〇〇〇商事株式会社

会計期間: 2012年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日

集計期間: 自 2012年 4月 1日 至 2013年 3月 31日

売上・原則 | 仕入・原則 | 課税売上割合計算書

課税標準

申告書計算区分	税率	税込金額	対 価 (100/(100+税率))	課税標準額 (1000円未満切り捨て)	消費税額 (税率/100)
課税売上	5.0%	10,500,000,000	10,000,000,000	10,000,000,000	400,000,000
【税率4%適用分の合計】	-	10,500,000,000	10,000,000,000	10,000,000,000	400,000,000

※A

売上控除

申告書計算区分	税率	税抜金額	仮受消費税	税込金額	消費税額 (税率/(100+税率))
課税売上の返還等	5.0%	0	0	0	0
課税売上の貸倒れ	5.0%	0	0	0	0
課税売上の貸倒れ回収	5.0%	0	0	0	0

F1 操作説明 F2 印刷等 F3 F4 F5 F6 ジャンプ F7 F8 再集計 F9 F10 条件設定 F11 F12 閉じる

課税仕入に関わる消費税（4%分）[※B]を確認する

ここでは、以下の「課税仕入の消費税とその内訳の金額」

課税仕入の消費税（4%分） [※B]

（内訳）

- ・ 課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ア)]
- ・ 共通売上に関わる仕入の消費税 [※B(イ)]
- ・ 非課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ウ)]

を確認する手順について説明します。

1. ひきつづき、同じ[消費税計算書]メニューで確認します。
2. [仕入・原則]ページの【課税仕入等の税額の合計額】行の「課税売上分[※B(ア)]」「共通売上分[※B(イ)]」「非課税売上分[※B(ウ)]」の消費税額（税率4%適用分）と、それらの合計金額[※B]をメモします。

消費税計算書

〇〇〇商事株式会社

会計期間：2012年 4月 1日 ～ 2013年 3月 31日

集計期間 自 2012年 4月 1日 至 2013年 3月 31日

売上・原則 仕入・原則 課税売上割合計算書

申告書計算区分	税率	金額別	課税売上分	非課税売上分	共通売上分	合 計
【国内仕入残高】	税率4%適用分	税抜金額	500,000,000	2,500,000	250,000,000	752,500,000
		仮払消費税	25,000,000	125,000	12,500,000	37,625,000
		税込金額	525,000,000	2,625,000	262,500,000	790,125,000
		消費税額	20,000,000	100,000	10,000,000	30,100,000
輸入仕入の消費税額	5.0%	税抜金額	0	0	0	0
		仮払消費税	0	0	0	0
		税込金額	0	0	0	0
		消費税額	0	0	0	0
【輸入仕入残高】	税率4%適用分	税抜金額	0	0	0	0
		仮払消費税	0	0	0	0
		税込金額	0	0	0	0
		消費税額	0	0	0	0
【調整額（納税義務の免除）】	税率4%適用分	仮払消費税	※B(ア)	※B(ウ)	※B(イ)	0
	旧税率適用分	仮払消費税	0	0	0	0
【課税仕入等の税額の合計額】	税率4%適用分	消費税額	20,000,000	100,000	10,000,000	30,100,000
	旧税率適用分	消費税額	0	0	0	0

※B

課税仕入に関わる消費税を「課税売上分」「非課税売上分」「共通売上分」に分類していない場合は、P.8「2-2.実務への影響度合（作業負担）を確認しましょう」を参考にして、「課税売上分」「非課税売上分」「共通売上分」の3種類に分類して、それぞれの消費税額を確認します。

申告書計算区分	税率	金額別	課税売上分	非課税売上分	共通売上分
【国内仕入残高】	税率4%適用分	税抜金額	752,500,000	0	0
		仮払消費税	37,625,000	0	0
		税込金額	790,125,000	0	0
		消費税額	30,100,000	0	0
輸入仕入の消費税額	5.0%	税抜金額	0	0	0
		仮払消費税	0	0	0
		税込金額	0	0	0
		消費税額	0	0	0
【輸入仕入残高】	税率4%適用分	税抜金額	0	0	0
		仮払消費税	0	0	0
		税込金額	0	0	0
		消費税額	0	0	0
【調整額（納税義務の免除）】	税率4%適用分	仮払消費税	0	0	0
	旧税率適用分	仮払消費税	0	0	0
【課税仕入等の税額の合計額】	税率4%適用分	消費税額	30,100,000	0	0
	旧税率適用分	消費税額	0	0	0

「課税売上分」だけ集計される場合は、「課税売上分」に「非課税売上分」「共通売上分」の消費税がいくら含まれるか計算して、おおよその内訳金額を確認します。

課税売上割合を確認する

ここでは、「課税売上割合」を確認する手順について説明します。

1. ひきつづき、同じ[消費税計算書]メニューで確認します。
2. [課税売上割合計算書]ページの【課税売上割合】をメモします。

申告書計算区分	税率	税抜金額	仮受消費税	税込金額	対 価
課税売上	5.0%	10,000,000,000	500,000,000	10,500,000,000	10,000,000,000
課税売上の返還等	5.0%	0	0	0	0
【課税売上額】	5.0%	10,000,000,000	500,000,000	10,500,000,000	10,000,000,000
課税輸出売上（免税売上）	0.0%	0	0	0	0
【免税売上額】	0.0%	0	0	0	0
非課税輸出売上	0.0%	0	0	0	0
【非課税輸出売上額】	0.0%	0	0	0	0
【課税資産譲渡等の対価の額】	-	10,000,000,000	500,000,000	10,500,000,000	10,000,000,000
非課税売上	0.0%	204,000,000	0	204,000,000	204,000,000
有価証券の譲渡	0.0%	0	0	0	0
【非課税売上額】	0.0%	204,000,000	0	204,000,000	204,000,000
【資産譲渡等の対価の額】	-	10,204,000,000	500,000,000	10,704,000,000	10,204,000,000

【課税売上割合】
98.00%

F1 操作説明 F2 印刷等 F3 F4 F5 F6 ジャンプ F7 F8 再集計 F9 F10 条件設定 F11 F12 閉じる

「個別対応方式」と「一括比例配分方式」それぞれの納税額を計算する

ここでは、確認した内容をもとに、それぞれの課税制度で消費税の納税額を計算して、「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらの課税制度がより納税額を少なくおさえられるか確認します。

はじめに、これまでに確認した内容を記入します。

課税売上の消費税（4%分）	（※A	）円
課税仕入の消費税（4%分）	（※B	）円
（内訳）		
課税売上に関わる仕入	（※B(ア)	）円
共通売上に関わる仕入	（※B(イ)	）円
非課税売上に関わる仕入	（※B(ウ)	）円
課税売上割合	（	）%

次に、以下の計算式にあてはめて、納税額を計算します。

※P.10の「補足」で具体例を説明しています。計算方法を確認する場合は、ご参照ください。

※最終的な納税額については、顧問会計士・顧問税理士にご相談ください。

個別対応方式

【控除対象仕入税額】

$$\begin{matrix} ※B(ア) \\ (\end{matrix}) + \{ \begin{matrix} ※B(イ) \\ (\end{matrix}) \times \begin{matrix} ※課税売上割合 \\ (\end{matrix}) \% \} = \boxed{}$$

【納税額】

$$\begin{matrix} ※A \\ (\end{matrix}) - \begin{matrix} ※控除対象仕入税額 \\ (\end{matrix}) = \boxed{}$$

一括比例配分方式

【控除対象仕入税額】

$$\begin{matrix} ※B \\ (\end{matrix}) \times \begin{matrix} ※課税売上割合 \\ (\end{matrix}) \% = \boxed{}$$

【納税額】

$$\begin{matrix} ※A \\ (\end{matrix}) - \begin{matrix} ※控除対象仕入税額 \\ (\end{matrix}) = \boxed{}$$

どちらの方式が、納税額を少なくおさえられるか比較します。

2-2. 実務への影響度合（作業負担）を確認しましょう

「個別対応方式」を採用する場合だけ、ご確認ください。

「個別対応方式」を採用する場合は、『勘定奉行』において、仕訳伝票ごとの「税区分の設定」が適切に設定されているかがポイントになります。

課税の商品を販売している事業者と、課税と非課税の商品を両方販売している事業者を例に、それぞれ説明します。あてはまる方だけご確認ください。

課税の商品だけを販売する事業者

課税で販売する商品のための費用計上仕訳は、「課税売上分」（税区分「課税売上」に関わる仕入・費用）、それ以外の費用計上仕訳は「課税売上・非課税売上共通（以下、共通売上）分」（税区分「共通売上に関わる仕入・費用」）として、仕訳伝票を登録します。

※課税の商品だけを販売しているため、仕入伝票の税区分は「課税売上に関わる仕入」だけのため、切り替えは必要ありません。

費用計上仕訳

（税区分）

課税売上に
関わる仕入・費用

（税区分）

共通売上に
関わる仕入・費用



【費用計上仕訳の仕訳例】

- ・課税商品を製造する工場の水道光熱費 → 「課税売上に関わる仕入・費用」
- ・管理部門の存在する事業所の水道光熱費 → 「共通売上に関わる仕入・費用」

（税区分）

仕入伝票

（税区分）

課税売上に
関わる仕入

※仕入伝票は今までどおり、
税区分の切り替えは必要ありません。



【仕入伝票の仕訳例】

課税商品製造用の部品の仕入 → 「課税売上に関わる仕入」

（税区分）

課税と非課税の商品の両方を販売する事業者

課税で販売する商品のための費用計上仕訳は、「課税売上分」（税区分「課税売上に関わる仕入・費用」）、非課税で販売する商品のための費用計上仕訳は「非課税売上分」（税区分「非課税売上に関わる仕入・費用」）、それ以外の費用計上仕訳は「共通売上分」（税区分「共通売上に関わる仕入・費用」）として、仕訳伝票を登録します。

また、課税で販売する商品のための仕入伝票は「課税売上分」、非課税で販売する商品のための仕入伝票は「非課税売上分」として登録します。

費用計上仕訳

（税区分）

課税売上に関わる仕入・費用

（税区分）

非課税売上に関わる仕入・費用

（税区分）

共通売上に関わる仕入・費用



【費用計上仕訳の仕訳例】

- | | （税区分） |
|----------------------------|--------------------|
| ・ 課税商品を製造する工場の水道光熱費 | → 「課税売上に関わる仕入・費用」 |
| ・ 車椅子などの非課税商品を製造する工場の水道光熱費 | → 「非課税売上に関わる仕入・費用」 |
| ・ 管理部門の存在する事業所の水道光熱費 | → 「共通売上に関わる仕入・費用」 |

仕入伝票

（税区分）

課税売上に関わる仕入

（税区分）

非課税売上に関わる仕入



【仕入伝票の仕訳例】

- | | （税区分） |
|------------------------|-----------------|
| ・ 課税商品製造用の部品の仕入 | → 「課税売上に関わる仕入」 |
| ・ 車椅子などの非課税商品製造用の部品の仕入 | → 「非課税売上に関わる仕入」 |

補足

「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらを採用するかで、納税額が異なります。

課税売上高 10億円
 課税売上の消費税（4%分）4,000万円
 課税仕入の消費税（4%分）3,010万円
 （内訳）
 課税売上に関わる仕入 2,000万円
 共通売上に関わる仕入 1,000万円
 非課税売上に関わる仕入 10万円
 課税売上割合 98.00%

個別対応方式

控除対象仕入税額 $2,000万 + (1,000万 \times 0.98) = 2,980万円$

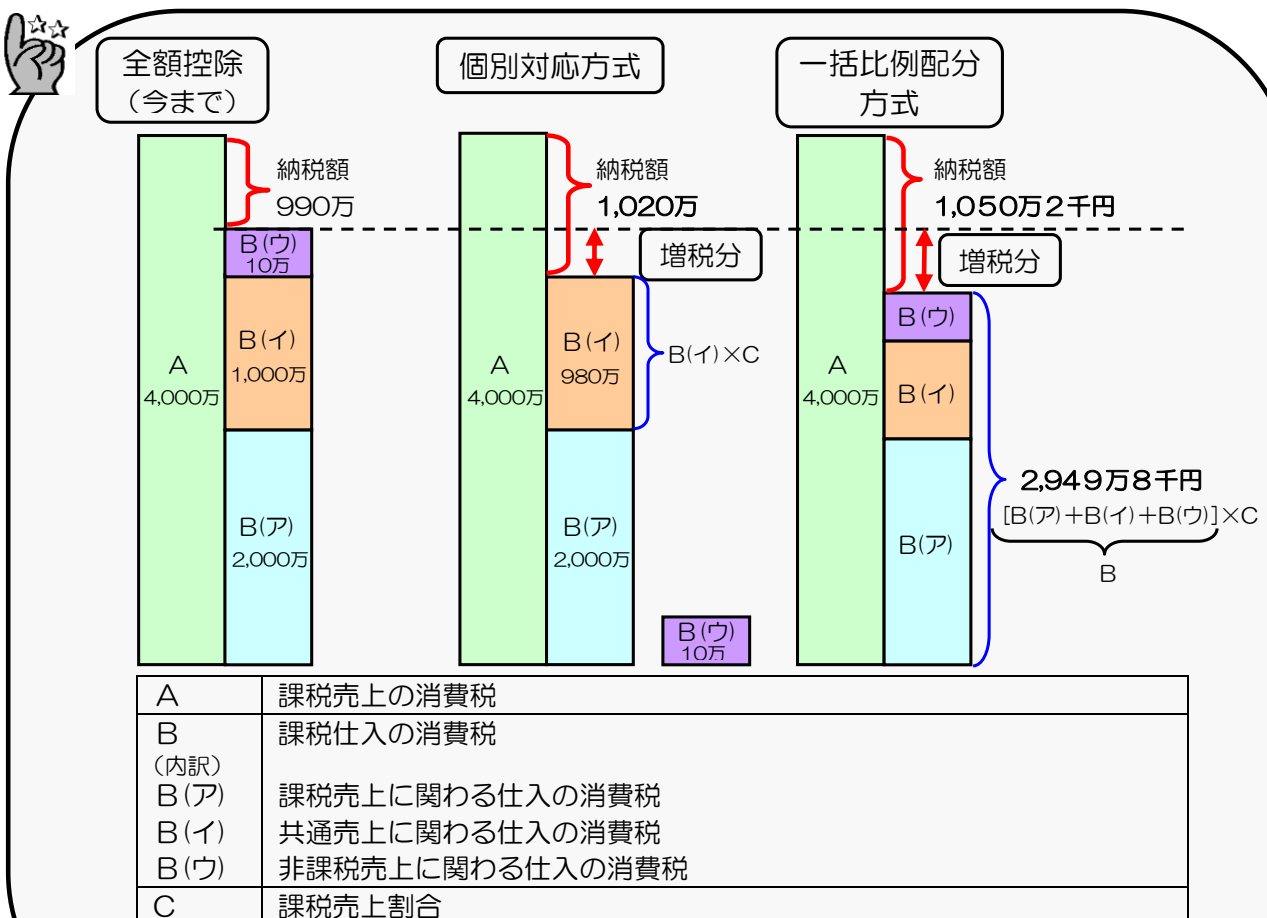
納税額 $4,000万 - 2,980万円 = \underline{1,020万円}$

一括比例配分方式

控除対象仕入税額 $3,010万 \times 0.98 = 2,949万8千円$

納税額 $4,000万 - 2,949万8千円 = \underline{1,050万2千円}$

上記の結果、「個別対応方式」を採用すると、30万2千円の節税になります。



※上記例は一例です。一般的には、「個別対応方式」を採用することで納税額がおさえられますが、「個別対応方式」よりも「一括比例配分方式」の方が納税額を少なくおさえられる場合もあります。